

曾於医師会立訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 公益社団法人曾於医師会が開設する曾於医師会立訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にある方、及び要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけ医師が指定訪問看護の必要性を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

1. 名 称 曾於医師会立訪問看護ステーション
2. 所在地 鹿児島県志布志市有明町野井倉 8288-1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

1. 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 看護職員 看護師 2.5名以上（常勤職員、管理者と兼務、非常勤職員）
3. 理学療法士 必要に応じて非常勤職員を含め配置する
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。訪問看護計画書の作成に当たっては、その重要な事項について、利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得て、利用者に交付しなければならない。
4. 事務職員 必要に応じて非常勤職員を含め配置する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者公益社団法人曾於医師会職員就業規則に準じて、定めるものとする。但し、利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、週の第1・第3土曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時00までとする。但し、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。
3. 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合の額とする。(※厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する)

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、

往復20km未満	100円
往復20km以上40km未満	200円
往復40km以上	300円

- 3 死後の処置料は、5000円とする
- 4 血糖チェック料は、115円とする
- 5 日常生活上必要とされる介護用品及び衛生材料費は別に定める
- 6 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、志布志市、大崎町の区域とする。

(記録の整備)

第9条 指定訪問看護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、主治医の指示書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、訪問看護記録等の訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第10条 ステーションは、提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受けるための窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 4 ステーションは、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 ステーションは、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第11条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 主治医に連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合、速やかに管理者及び主治医に報告し、記録しなければならない。
- 4 事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等、担当の居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第12条 ステーションの看護師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 ステーションは、従業者であった者が正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第13条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知を図るものとする。
- 2 事業所は、虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対して、虐待防止のための研修会を定期的実施する。
- 4 事業所はこれらの措置を実施する担当者を置く。

（個人情報の保護）

第14条 ステーションは、居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておかなければならない。

2 その他、個人の情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成一五年五月三十日法律第五十七号)に基づき対応する。

（その他運営についての留意事項）

第15条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 2. 継続研修 年2回
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益社団法人曾於医師会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、（指定日）から施行する。

（中略）

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する（平成30年4月改正に基づく変更）。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する（令和3年4月改正に基づく変更）。

附 則

この規程は令和6年1月1日から施行する。